

神崎市低所得者支援給付金申請書兼請求書

支給市区町村(※令和6年12月13日時点の市区町村)
神崎市長 殿



裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

Table with columns: (フリガナ)氏名, 性別, 生年月日, 現住所. Includes fields for name, gender (男/女), birth date (明治・大正・昭和・平成・令和), and address/phone number.

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和6年12月13日時点の世帯の全ての構成員について記載

○令和6年1月1日時点の住所が現住所と異なる方は、令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する所得課税証明書(令和6年度分の市町村民税の均等割・所得割の明細がわかるもの)を添付してください。(該当者全員)
※証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。

Table for household members with columns: (フリガナ)氏名, 申請者との続柄, 性別, 個人番号(生年月日), 現住所と令和6年1月1日時点の住所が異なる, 異なる場合には令和6年1月1日時点の住所を記載.

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者名義の口座とします。)

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

Table for bank account information with columns: 金融機関名, 支店名, 分類, 口座番号(右詰めでお書きください。), (フリガナ)口座名義.

Table forゆうちょ銀行 (郵便局) with columns: ゆうちょ銀行, 通帳記号(6桁目がある場合は※欄にご記入下さい), 通帳番号(右詰めでご記入下さい), (フリガナ)口座名義.

※金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、神崎市役所 福祉課(電話:0952-37-0110)までお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください。

4.【誓約・同意事項】

以下の全ての項目について確認し、誓約・同意します。(チェック欄(□)に✓してください。)

- ① 神崎市低所得者支援給付金(以下「給付金」という。)の支給要件全てに該当します。
【支給要件】
次のいずれかに該当します。
(1) 世帯全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。

(2) 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいませんが課されている他の親族等の扶養を受けていません。
- ③ 給付金の支給要件を審査するため、神崎市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ 神崎市が支給決定をした後、申請書兼請求書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年4月30日までに、神崎市に対し、書類の不備がを補正しないときは、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑥ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類

- 神崎市低所得者支援給付金申請書兼請求書(本書)
※ 必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※ 運転免許証、健康保険の確認書、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できるもの
- (表面の「現住所と令和6年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分)
令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和6年度 課税証明書』(令和6年度分の市民住民税の均等割・所得割の明細がわかるもの)の写し(コピー) ※令和6年1月1日時点で神崎市の住民基本台帳に登録がある方は不要です。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

年 月 日 申請者氏名